

原子力災害対策重点区域（UPZ等）の設定について

静岡県危機管理部原子力安全対策課

1 調整方針案

- ① 原子力災害対策重点区域のうちUPZは、今年 10 月に原子力規制委員会が定めた「原子力災害対策指針」が示す目安である「概ね 30km」と、最大 30.9km となった国の拡散シミュレーションの結果を踏まえ、発電所から半径 31km を目安とし、範囲を設定する。
- ② UPZは、「原子力災害が発生した場合において、影響の及ぶ可能性がある区域」として、防災対策を段階的に実施するための目安となる範囲と位置づけ、**発電所から概ね 31km に含まれる自治区等（字、自治会、地区、自主防災組織の単位等）**とするが、必要に応じ、当該市町内のUPZ圏外についても、圏内と同様に避難計画や安定ヨウ素剤の確保等の防災対策を実施する。
- ③ UPZ圏は、原子力災害が発生した場合に一定期間のうちに高い放射線量が達する地域として認識するための目安である。このため、この境界付近に一時集結場所(スクリーニング実施場所)を設置する。
- ④ UPZ圏は、PAZ圏（半径 5km 圏内）の次に防護措置を講じる地域であり、UPZ圏外は、UPZ圏内の次に防護措置を講じる地域として区域を 3 つに分けるが、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の服用などの防災対策については、どの地域も共通して実施する。（あくまで、防災対策を段階的に実施する目安として、PAZやUPZを設定する。）

2 市町の懸念に対する対応（UPZ圏外への防災対策）

- ① 避難計画
UPZは概ね 31km に区切るが、必要に応じて各市町全域を対象に「広域避難計画」を県及び関係市町で策定する。
- ② 安定ヨウ素剤
安定ヨウ素剤の配備、避難等を判断する放射線モニタリングについては、UPZで線引きすることなく、市町全域を念頭に実施する。
—UPZ圏外に対して—
○ 「安定ヨウ素剤」については、国への補助要望や県の大規模地震対策総合支援事業費補助金による措置を行う。
○ 「放射線モニタリング」については、緊急時の可搬型モニタリングポストの設置、モニタリングカーによる測定などで対応する。

UPZ圏外においても、UPZ圏内と同様な対策を実施する。

3 UPZ区域設定及び実施事項のスケジュール案

年度	国の動き	今後の県・関係市町実施事項
平成 24 年度	原子力災害対策指針決定（10 月） 拡散シミュレーション結果公表（10 月） EAL、OILの検討・指針への反映（12 月） 原災法の災対法読み替え規定施行（H25.3 月）	①概ね 31km にかかる自治区等でUPZ設定、県・市町地域防災計画改定・策定 ②広域避難計画案（最大全市町域を対象）を策定（関係機関調整～H25） ③30km 圏内のモニタリングポスト整備(国庫) 30km 圏外は可搬型測定器で対応（可搬型モニタリングポスト 9 台、モニタリングカー 2 台、シミュレーション式サーベイメータ等） ④30km にかかる市町の役所・消防本部の放射線測定器、防護服、通信設備の整備(国庫) ⑤30km 圏内（78 万人）を対象に安定ヨウ素剤整備（国交付金）、概ね 31km 圏内の整備についても国と調整 市町の判断で、UPZ圏外にも安定ヨウ素剤を整備（当面の措置として、県は大規模地震対策総合支援事業費補助金で支援）
平成 25 年度以降	PPAの検討・指針への反映	⑥PPAを含む県・市町地域防災計画改定・策定（対象市町が増加）、その際 31km 圏外がPPAの範囲内に ⑦PPAの範囲の市町の資機材、安定ヨウ素剤整備等

UPZ案 31kmを目安に設定

約85万人

31km

